

## 小・中学校で2学期制を試行します

「新学習指導要領」に基づく教育課程や「学校週5日制」の実施による学校の変化に対応するため、平成16年度から市内のモデル校で試行される「2学期制」についてお知らせします。

### これまでの経緯

本市で「2学期制」が試行されるまでの経緯をお知らせします。

#### 平成14年度

「新学習指導要領」に基づく教育課程が実施され、子どもたちの個性や各学校の特色を生かした教育が求められるようになりました。「学校週5日制」が実施され、授業日数が減少しました。

新学習指導要領は、学校週5日制の下、各学校がゆとりを持って「特色ある教育」を展開し、児童生徒が学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を身に付けることや、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことを基本としています。

#### 平成15年2月

「佐世保市の教育を考える市民会議」から「2学期制の研究・検討」に向けた提言が出されました。

#### 3学期制

4月	9月	1月	3月
1学期	夏休み	2学期	冬休み
3学期	春休み		
始業式・入学式	終業式	始業式	終業式
		始業式	修了式

#### 2学期制

4月	10月	1月	3月
前期	秋休み 約5日間	後期	冬休み
後期	春休み		
始業式・入学式	終業式	始業式	修了式

### 2学期制のねらい

学校生活全体や教育課程を見直し、ゆとりある学習期間を設定することにより、学習の途切れを解消し、連続した学びの中で、一人ひとりの子どもに「確かな学力」を身に付けさせ、「豊かな心」をはぐくんでいくことを目指します。

### 2学期制と3学期制の違い

上の表をご参照ください。学期区分がこれまでの3学期から、前期・後期の2学期になる。4月～10月初旬が「前期」、約5日間の「秋休み」を挟んで10月初旬～3月が「後期」となる。「夏休み」は前期の途中、「冬休み」は後期の途中になる。始業式と終業式が1回ずつ減りその分を授業に充てることができる。通知表の発行がこれまでの年3回から2回に減る。中学校では、定期試験の回数が減る。長期的に各児童生徒に心じた指導ができ、細かな日々の評価が充実する。

### 今後の予定

年度	内容
15年	2学期制を実施するモデル校（10校）を決定 小学校 早岐、木風、潮見、白南風、庵浦、俵浦、柚木 中学校 早岐、野崎、柚木 研究委員会を設置
16年	モデル校による2学期制の試行開始
17年	モデル校を18小学校、8中学校に増やす
18年	すべての市立小学校・中学校で2学期制を導入予定

本市では、子どもたちのために、充実した2学期制を導入することを目指しています。

#### お尋ね

市教育委員会学校教育課  
(☎241111)

### 住民基本台帳カードを利用した

## 公的個人認証サービスが始まります

インターネットを通じて自宅のパソコンからも申請や届け出ができる「電子申請・届け出」の開始に向けて、ことし1月末の予定で「公的個人認証サービス」が始まります。

明する「電子証明書」を「住民基本台帳カード（ICカード）」の中に記録し交付するサービスです。

#### サービスを受けるには

受付窓口で必要な物

住民基本台帳カードと印鑑  
顔写真の無い住民基本台帳カードの場合は、運転免許証、パスポートなどの公的証明書も必要

受付時間 9時～17時  
所要時間10～20分  
手数料 五百円（予定）  
3月までは無料

電子申請・届け出が行われる際には、他人による成りすましや申請内容の改ざんなどを防ぎ、システムの安全性を保持する必要があります。「公的個人認証サービス」は、申請者や届け出者が本人であることを証明



### 公的個人認証サービスをご利用になるには

住民基本台帳カード（ICカード）を持って窓口に行き、「電子証明書発行申請書」を提出する



写真付き住民基本台帳カードや運転免許証などの公的証明書を提示する



本人確認後、申請者本人が窓口で「かぎペア生成装置」に住民基本台帳カードをセットし、電子証明書の発行に必要なかぎペアを作成する



窓口で住民基本台帳カードに「電子証明書」を記録する

#### サービスの有効、失効

電子証明書の有効期間  
発行日から3年（住民基本台帳カードの有効期間は10年）  
更新には手数料が必要ですが、住所の異動（市内転居を含む）や氏名の変更などがあると、「電子証明書」は失効し、再度の交付手続き（手数料が必要）となります。

#### 電子証明書の失効

希望により「電子証明書」を失効させることができます。

#### サービスの提供を受けたら

インターネットによる行政機関への申請などができるようになります。

国や県ではインターネットによる行政機関への各種申請などは、平成16年度中にいくつかの申請・届け出ができるよう準備中です。

電子申請・届け出にはICカードを使って電子証明書を送るためのICカードリーダーライター（約三千元）が必要です。

#### お尋ね

県庁情報政策課  
(☎095・821・6856)  
市役所戸籍住民課  
(☎241111)

### 春の火災予防運動

3月1日から7日まで火災予防運動が実施されます。昨年、本市で発生した火災の主な原因はコンロやタバコの火の始末、火遊び、放火、電灯・電話などの配線からの出火でした。また、火災発生件数のうち48件が建物火災で、その大部分を住宅火災が占めています。空気が乾燥するこの時季、わたしたち一人ひとりが火災の予防を心掛けて、火災による死傷事故や財産の損失をなくしましょう。

### 平成15年中の市内の火災発生状況

	15年	前年	増減
火災発生件数	74件	93件	19件減
焼損棟数	68棟	82棟	14棟減
被災世帯数	60世帯	62世帯	2世帯減
被災人数	149人	158人	9人減
死亡者数	1人	2人	1人減
負傷者数	18人	24人	6人増

#### お尋ね 消防局予防課

(☎29256)

